# 青森県報

第千百四十四号
令和八年十一月十八日（水曜日）

目次

告示
○農業物価高騰対策緊急支援事業業務委託の支出に関する事務の委託……（りんご果樹課）…一
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……（西北農林水産事務所鰺ケ沢水産事務所）…一
公告
○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……（地域企業支援課）…二
○右　同……（同）…二
○右　同……（同）…三
○右　同……（同）…四
○建設業者の許可の取消し……（東青県土整備事務所）…四
○右　同……（三八県土整備事務所）…五
○右　同……（同）…五
○右　同……（同）…五
○右　同……（上北県土整備事務所）…六
○右　同……（下北県土整備事務所）…六

## 告示

### 青森県告示第五百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

| 名称 | 住所又は事務所の所在地 | 指定年月日 | 委託年月日 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ＪＴＢ青森支店 | 青森市安方一の一の四〇青森県観光物産館アスパム四階 | 令和八・二・一八 | 令和八・二・一八 |

二　委託した支出に係る歳出

農業物価高騰対策緊急支援事業業務委託の支出に関する事務

三　委託期間

令和八年十一月十八日から令和九年三月十五日まで

### 青森県告示第五百七十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

| 届出事項 | 指定漁船調書の縦覧 |
|---|---|

| 加入区の名称 | 発起人の住所及び氏名 | 期間 | 場所 |
|---|---|---|---|
| 十三 | 五所川原市十三琴湖岳一九一の一　梶浦　武也<br>五所川原市十三深津二七〇　浜田　英嗣<br>五所川原市十三深津八一の二　梶浦　哲男 | 令和八年十一月十八日から同年十二月二日まで | 十三漁業協同組合 |

# 公　告

## 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂青森油川店

青森市大字油川字千刈一〇四の一〇　外

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七の七

代表取締役　西郷孝一

三　市町村の意見の概要

1　定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーを設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。（指針二２（１）①②）

2　重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。（指針二２（１）①②）

3　夜間の騒音レベル予測結果において、複数地点で基準値を超過していることから、周辺の騒音対策が実施されるよう徹底すること。また、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。（指針二２（１）①②）

4　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託基準を遵守し、適正処理を行うこと。（指針二２（２））

5　当該届出地は、市街化区域内にあるため、建築物を建築する目的で一、〇〇〇平方メートル以上の土地の区画形質の変更が伴う場合は、許可を受ける必要があることから、あらかじめ断面図等準備したうえで、建築指導課開発指導チームまで問い合わせること。（指針二２（３））

四　大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五　意見書の縦覧

1　場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2　期間

令和八年十一月十八日から同年十二月十八日まで

3　時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

## 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
ドリームタウンＡＬｉ
青森市浜田三丁目一の一　外
二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
みずほ信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目三の三
代表取締役　笹田賢一
三　市町村の意見の概要
１　この届出のほかに、青森市駐車場条例第二十八条第二項の規定に基づき変更届が必要です。（指針二１（１））
２　定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーを設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。（指針二２（１）①②）
３　重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。（指針二２（１）①②）
４　来客車両の騒音レベル予測結果において、Ｂ地点では基準に適合しているものの、Ｐ２及びＢ地点での基準値を超過していることから、周辺の騒音対策が実施されるよう徹底すること。また、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。（指針二２（１）①②）
５　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託基準を遵守し、適正処理を行うこと。（指針二２（２））
四　大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし
五　意見書の縦覧
１　場所
青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所
２　期間
令和八年十一月十八日から同年十二月十八日まで
３　時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

## 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
ガーラタウン・アオモリウエストモールＡ・Ｂ棟
青森市三好二丁目三の一九　外
二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社東日本アセット
青森市三好二丁目三の一九
取締役　秋元浩
三　市町村の意見の概要
１　定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーを設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。（指針二２（１）①②）
２　重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。（指針二２（１）①②）
３　基準超過しているものの問題ないと評価された場合でも、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。（指針二２（１）①②）
四　大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要
意見書の提出なし

五　意見書の縦覧

1　場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2　期間

令和八年十一月十八日から同年十二月十八日まで

3　時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

## 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ浪岡店

青森市浪岡大字杉沢井ノ下一四四の一

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱ＨＣキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役　久井大樹

三　市町村の意見の概要

1　定格出力が七・五キロワット以上の送風機（換気ファンや室外機の送風機部分等）や、燃料消費量が十五リットル毎時以上の灯油等のボイラーを設置する場合は、騒音規制法や青森県公害防止条例に基づく届出が必要であり、届出を要する設備を設置する場合は、規制基準を遵守すること。（指針二２（１）①②）

2　重機等による除排雪を行う場合は、発生する騒音により周辺地域の生活環境を悪化させないよう、実施する時間帯等について十分配慮すること。（指針二２（１）①②）

3　予測結果では騒音基準を超過しない場合でも、騒音に関する苦情があった場合には、誠実に対応し、解決に努めること。（指針二２（１）①②）

4　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託基準を遵守し、適正処理を行うこと。（指針二２（２））

5　当該届出地は、非線引き区域にあるため、建築物を建築する目的で三、〇〇〇平方メートル以上の土地の区画形質が伴う場合は、許可を受ける必要があることから、あらかじめ、建築指導課開発指導チームまで問い合わせること。（指針二２（３））

6　当該地は、宅地造成等工事規制区域にあるため、規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ盛土規制法の許可を受ける必要がある。また、規制開始前に行った盛土であっても、災害防止措置等が取られていない場合は是正を求めることもある。造成計画予定時には、建築指導課開発指導チームまで問い合わせること。（指針二２（３））

四　大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五　意見書の縦覧

1　場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2　期間

令和八年十一月十八日から同年十二月十八日まで

3　時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　商号又は名称　有限会社清工業
二　代表者の氏名　山内清正
三　主たる営業所の所在地　青森市浪岡大字浪岡字稲村五三の一
四　許可番号　青森県知事許可（般―四）第二〇〇一三四号
五　取消年月日　令和八年十月二十九日
六　取消しに係る建設業の許可
　塗装工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　令和八年十月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　商号又は名称　株式会社二本木油店
二　代表者の氏名　二本木憲一
三　主たる営業所の所在地　八戸市根城二丁目二六の二九
四　許可番号　青森県知事許可（般―六）第三〇〇四二四号
五　取消年月日　令和八年十月一日
六　取消しに係る建設業の許可
　とび・土工工事業及び電気工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　令和八年八月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　商号又は名称　有限会社差波工機
二　代表者の氏名　差波公司
三　主たる営業所の所在地　八戸市大字是川字向古戸一一の三
四　許可番号　青森県知事許可（般―三）第一二九五八号
五　取消年月日　令和八年十月二十二日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　令和四年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

**建設業者の許可の取消し**

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　商号又は名称　有限会社ＹＤＳ
二　代表者の氏名　吉田春幸
三　主たる営業所の所在地　八戸市江陽五丁目二三の三一
四　許可番号　青森県知事許可（般―五）第三〇〇五五六号
五　取消年月日　令和八年十月二十二日
六　取消しに係る建設業の許可
　電気工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　令和八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　商号又は名称　アイナイ
二　氏名　相内悟
三　主たる営業所の所在地　上北郡六ケ所村大字倉内字笹崎一〇二六の三
四　許可番号　青森県知事許可（般―三）第五〇〇五〇四号
五　取消年月日　令和八年十月二十八日
六　取消しに係る建設業の許可
　とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　令和七年一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

## 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和八年十一月十八日

青森県知事　宮　下　宗　一　郎

一　商号又は名称　谷川設備工業株式会社
二　代表者の氏名　谷川聡
三　主たる営業所の所在地　むつ市新町四一の一
四　許可番号　青森県知事許可（般―七）第三一二四号
五　取消年月日　令和八年十月十五日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　令和八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付二十四円九十五銭